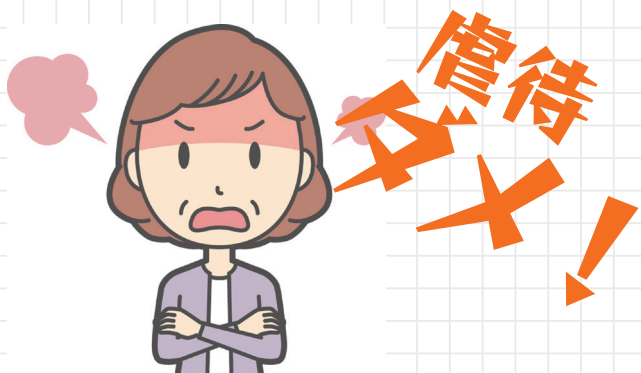




地域包括支援センターだより

【問合せ先】桂川町地域包括支援センター（桂川町総合福祉センター内） ☎65・4401

◆ Stop! 高齢者虐待 ◆



高齢者虐待とは、高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」です。

平成18年4月に「高齢者虐待防止法」が施行され、次のような行為を「高齢者虐待」と定義しています。



身体的虐待



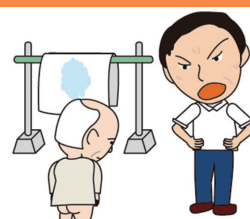
(例) 殴る、つねる、やけどさせる、ベッドに縛り付ける

心理的虐待



(例) 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する

性的虐待



(例) 排泄の失敗に対して、罰として下半身を裸にする

経済的虐待



(例) 日常生活に必要な生活費を使わせない

介護・世話の放棄、放任



(例) 食事を与えない、おむつを交換しない

高齢者ご本人が、生活に耐え難さを感じれば、支援が必要な状況です。高齢者虐待の背景には、様々な要因があり、誰かを責めることはありません。地域全体のサポートが必要になりますので、虐待の小さなサインに気づかれた方は、桂川町地域包括支援センターまでご連絡ください。相談した方のプライバシーも保護されますので、ご安心ください。